

条件付一般競争入札説明書

この条件付一般競争入札説明書は、陸前高田市が発注する物品購入及び業務委託の発注に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 下刈業務
- (2) 業務概要 特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年8月31日まで
- (4) 履行場所 陸前高田市内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 陸前高田市に物品購入等競争入札参加資格審査申請書を提出している者であること。
- (2) 過去10年間のうちに、国又は地方公共団体の発注する下刈を伴う業務の履行実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実のあった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力

団員と密接な関係を有している者でないこと。

- (7) 資本関係若しくは人的関係がある会社又はこれらと同視しうる関係にある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社、同条第4号に規定する親会社、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の設立の許可を受けた中小企業等協同組合又はその組合員等をいう。）が同時に参加していないこと。
- (8) 入札執行日において、陸前高田市物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の通知を受け、かつ、その指名停止の期間が満了していない者でないこと。

3 入札参加者に必要な資格の確認及び確認結果の通知

入札参加者は次のとおり入札参加資格確認書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 業務実績調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書に記載した業務の契約書等の写し

(2) 提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時まで

ただし、受付日時は、陸前高田市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第1条の規定による市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

3(1)の書類各1部を13(2)に記載する場所へ提出すること

(4) その他

- ア 提出された書類は返却しない。
- イ 提出された書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ウ 提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。
- エ 審査結果は令和5年6月2日（金）午後5時までにFAXにより通知する。

4 仕様書等

3(1)の提出書類及び仕様書等の入札に必要となる書類は、陸前高田市公式HPにより配布する。

5 現地確認

現地確認に市担当者の立ち会いを希望する場合は、令和5年5月29日（月）までに13(3)に記載の場所へ連絡し、立ち会い日時等を協議すること。

6 入札の方法等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札書は、7に記載の日時、場所に持参しなければならない。郵送、電報及び伝送その他の方法による入札は、認めない。
- (3) 入札会場は公開とする。
- (4) 入札回数は3回を限度とし、その都度最低入札価格を公表する。
- (5) 落札の場合で、最低入札者が2以上の場合は、くじ引きにより決定する。
- (6) 入札書は次のことを表示し、押印すること。

ア 入札年月日

イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

ウ 宛て名は「陸前高田市長 佐々木 拓」とすること。

エ 件名

オ 入札金額

- (7) 落札の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (8) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印して行わなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
- (9) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

7 入札及び開札の場所及び日時

令和5年6月6日（火）午後2時20分から

陸前高田市役所5階会議室

8 入札保証金

入札保証金は免除とする。

9 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は無効又は失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札は無効とする。
- (3) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札は無効とする。
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札は無効とする。
- (5) 記名押印をしていない入札は無効とする。
- (6) 金額を訂正した入札は無効とする。
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札は無効とする。
- (8) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。
- (9) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札は無効とする。
- (10) 共同企業体にあつては、その構成全員の記名押印をしていない入札は無効とする。
- (11) 最低制限価格が設定されている場合においては、最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は失格となり、再度入札に参加することができない。
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
再度入札をしても落札者がいない場合も同様とする。

1.2 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、陸前高田市財務規則第133条各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 落札者として通知を受けた者は、原則として入札の日から7日以内に契約書の取り交わしを行わなければならない。

1.3 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札又は契約に関して要する費用は、すべて入札参加者又は契約の相手方の負担とし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することができないものとする。
- (2) 入札全般に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
総務部財政課 電話番号 0192-54-2111 (内線324)
- (3) 本入札の設計図書、仕様書等に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
地域振興部農林課 電話番号 0192-54-2111 (内線472)